

別記様式第1号(第四関係)

にし かさはら ち く かつせい かけいかく
西笠原地区活性化計画

ひょうごけん かさいし
兵庫県・加西市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西笠原地区活性化計画	都道府県名	兵庫県	市町村名	加西市	地区名(※1)	西笠原地区	計画期間(※2)	平成27年度～平成30年度
-------	------------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	---------------

目 標 : (※3)

西笠原地区の豊かな自然や文教施設(南に国宝法華山一乗寺、北に古法華自然公園)を生かした市民農園を整備し、その運営及びイベントの開催を通じて交流人口の拡大とともに交流を波及させることにより、地域の活性化を図っていく。目標は、交流人口を年間1520人とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

加西市は兵庫県の南部の播州平野のほぼ中央に位置している。加西市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では、その立地条件を生かし稲・麦を中心にぶどうをはじめとする果樹、野菜、花き、酪農等、多種多様な農業生産を展開している。京阪神等の大消費地に近いことから、担い手を中心に施設園芸等、高収益な作目、作型を導入して、地域として産地化を図っている。

市民農園を開設する西笠原地区は加西市の南西部に位置し、南に山陽自動車道(加古川北インター)、北に中国自動車道(加西インター)を有し、公共交通として北条鉄道(法華口駅)、と交通に利する土地となっている。また、同地区では農振農用地として22.6haの広大な優良農地を有し、集落営農組織(法人化)を設立し鋭意地域発展に努力している。

現状と課題

近年、農家の減少、担い手の高齢化、産地間競争など地区の農業を取り巻く環境が変化し、農村の活力が低下している。この状況から、都市部との交流を通じて農村の活性化をいかに図っていくかが課題となっている。また、地域農業の安定を図るため、「人・農地プラン」を策定しており、営農においては、農事組合法人西笠原営農組合を核とした農業経営をおこなっている。

今後の展開方向等(※4)

市民農園を通じて、農業体験を行うことにより体験者が地域農業への関心を持ち、営農組織への参加や、地域行事の参加等地域住民との交流を展開し、農業農村の活性化を図る。また、農業経営の多角化から経営の安定を図る。そして交流を通じて農村部へ、空き家等を活用した移住を促進し、人口減少を抑えたい。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
加西市	西笠原地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	(農)西笠原営農組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

西笠原地区(兵庫県加西市)	区域面積(※2)	55.9ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 西笠原地区面積128haのうち山林及び都市計画法に基づく用途区分を除いた面積55.9haを計画区域とする。平成22年国勢調査(産業等基本集計結果概要)から西笠原町全就業者数371人に対し農林漁業従事者36名であり、その割合は $36/371=9.7\%$ である。		
②法第3条第2号関係: 西笠原地区の人口(住民基本台帳に基づく人口・人口動態)は平成17年から平成26年の間に602人から520人に約13.6%減少している。また農業就業人口(農林業センサス市全体)においても高齢化等により、平成17年から平成22年の間に7,721人から6,632人と約14.1%減少している。人口減少や高齢化が進んでいることから、当区域の活性化を図るため、交流人口の拡大及び移住・定住を促進することが有効かつ適切と考える。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、都市計画法に基づく用途地域は有しておらず、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	休憩管理棟	1棟	木造平屋	1棟	112.0㎡/棟	112.0㎡	平成27年4月～平成28年3月	事務所・交流室・トイレ・シャワー・給湯室 (ひょうご市民農園整備事業 大規模型)
工作物	給排水施設	1式	受水管路 工排水設 備工	1式			平成27年4月～平成28年3月	(ひょうご市民農園整備事業 大規模型)
〃	駐車場	2箇所	砂利舗装	1式		1000.0㎡	平成27年4月～平成28年3月	(ひょうご市民農園整備事業 大規模型)
〃	農園整備	48区画		1式			平成27年4月～平成28年3月	(ひょうご市民農園整備事業 大規模型)
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

平成28年4月

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、市民農園を通じて、都市・地域住民との交流による交流人口の拡大を目標として、そこから見込まれる移住・定住を含めた地域の活性化を図っていく。目標の達成状況等については、活性化計画最終年度の翌年度の9月末までに、計画主体である加西市と事業主体である(農)西笠原営農組合が市民農園の区画の契約件数や利用者名簿等に基づき交流人口を把握し、その結果に基づいた評価・検討を行い、第三者(加西市農業指導者連絡協議会)の意見を聞いて検証する。

西笠原地区活性化計画

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。